

令和6（2024）年3月28日開催

令和5年度

柏崎市農業委員会 第25期 第10回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第10回総会 議事録

- 1 日 時 令和6年3月28日(木)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第4条許可申請について
議第2号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農地法第3条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 賃借権 新規設定分)
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 賃借権 再設定分)
議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 使用貸借権 新規設定分)
議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 使用貸借権 再設定分)
議第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般法人分 使用貸借権 再設定分)
議第10号 令和6(2024)年度柏崎市農業委員会業務計画について
議第11号 令和6(2024)年度最適化活動の目標の設定等について
報第1号 農用地利用集積等促進計画(移転)参考資料について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより、第10回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

本日から、関矢 光孝農業委員が任命されました。議席番号は4番を引き継ぎ、部会については農地会議に所属していただきます。このことについて、御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

関矢 光孝農業委員の議席番号は4番、農地会議の所属委員とします。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人です。現在の出席委員数は19人で、過半数であることを報告いたします。
また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は25人であります。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、2番 小柳 直樹委員、19番 平野 松夫委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第4条許可申請について」、申請番号1の案件が、農業委員 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第4条許可申請の申請番号1について、御説明いたします。

申請番号1 新道地内、4筆、田、計650㎡。農作業所兼格納庫。農業振興地域の農用地区域における農業用施設用地でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の1ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、議第 1 号の申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第 1 号 申請番号 2 の案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

引き続き、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 4 条許可申請の申請番号 2 について、御説明いたします。

申請番号 2 宮之窪地内、2 筆、田、計 355 m²。販売用住宅。第 2 種でございます。

申請地につきましては、昭和 41 年頃から申請者の亡き兄の住宅の敷地として利用されていたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 1 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 2 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 2 の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 安田地内、畑、262 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するものです。議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 田中地内、田、266 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するものです。議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 3 山本地内、畑、515 m²。砂採取。第 2 種でございます。

本件につきまして、転用計画者を当初計画者から承継者に変更し、併せて一時転用から永久転用に変更するものです。当初計画者は現在、一時転用許可を受けており、許可期間の終期は令和 6 年 9 月 30 日までとなっております。当初計画者である協同組合は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の市内 3 社で構成されていましたが、〇〇〇〇が廃業し、共同組合の構成から外れたことにより、砂採取区域及び土地の管理方法の見直しを行った結果、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇で構成する法人を承継者として申請地を取得し、利用するものです。議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 4 西長鳥地内、2 筆、田、計 151 m²。駐車場及び雪捨て場。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が一般個人住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、申請地の近隣に居住している承継者が自家用自動車の駐車場及び雪捨て場として利用するものです。議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 4 に関連するものです。

申請番号 5 西長鳥地内、田、426 m²。農地利用。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が一般個人住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、

承継者が農地として利用するものです。議第4号 第3条許可申請 申請番号4に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の2ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.6 内山 正和農業委員

申請番号3の砂採取というところで、畑はイメージとして地表から50 cmくらいだと思うのですが、利用計画図を見ると標高差がだいぶあり、どこまでも掘っていいのか、平らになるまでなのか、考え方を教えていただきたいです。

大橋係長

農地法上は、掘削の量を規定するものはございませんが、他の法律で定まっている部分はあるかと思います。現在、林地開発変更許可申請、砂利採取計画認可申請、生産物採取許可申請、大規模開発行為申請、法定外公共物使用許可更新申請が出されておりまして、多方面で対応する形になっております。以上です。

No.6 内山 正和農業委員

砂ですと、隣の敷地に影響が出ないよう対策は取ってあるということでしょうか。

大橋係長

山本地区のこちらの場所が一帯的に砂採取場になっており、転用に関する影響は無いと考えられます。

議長

内山委員よろしいでしょうか。

No.6 内山 正和農業委員

はい。

議長

ほかに御意見御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 安田地内、畑、262 ㎡。一般個人住宅。第 3 種でございます。

議第 2 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 田中地内、田、266 ㎡。一般個人住宅。第 3 種でございます。

議第 2 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 3 山本地内、畑、515 ㎡。砂採取。第 2 種でございます。

議第 2 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 4 西長鳥地内、2 筆、田、計 151 ㎡。駐車場及び雪捨て場。第 2 種でございます。

議第 2 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 4 に関連するものです。

申請番号 5 橋場町地内、畑、285 ㎡。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 6 北半田二丁目地内、田、70 ㎡。物置。第 3 種でございます。

申請地につきましては、昭和 45 年頃から渡人が物置を建築して利用していたことから、今回、従前反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人につきましては、建設業等を営んでおり、業務で使用する除雪資材等を収納するために利用するものです。

続きまして、議案書 4 ページを御覧ください。

申請番号 7 安田地内、8 筆、田、計 1,468 ㎡。作業所兼倉庫。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は自社工場の作業所兼倉庫の建設を計画しております。敷地の所有者は同法人の代表取締役であり、申請地を法人に貸し渡す予定となっております。

申請番号 8 与三地内、畑、151 m²。駐車場。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は産業用機械の部品の加工及び販売等を行っておりますが、従業員や訪問者が利用する駐車場が不足しているため、受人の会社に隣接する申請地を利用するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 4 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 及び 2 の案件が、農地利用最適化推進委員 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 及び 2 について、御説明いたします。

申請番号 1 善根地内、2 筆、田、計 3,975 m²。自作地の売買。経営の見直し。○○○円です。

申請番号 2 善根地内、田、4,550 m²。自作地の売買。経営の見直し。○○○円です。

審査結果の 4 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 及び 2 について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条

第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請番号1及び2の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第4号の申請番号1及び2の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、議第4号の申請番号1及び2の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第4号 申請番号3の案件が、農業委員 〇〇 〇〇委員に関する案件でありますので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇委員退席 －

議長

事務局の説明を求めます。

吉田主事

引き続き、議案書5ページを御覧ください。議第4号 農地法第3条許可の申請番号3について、御説明いたします。

申請番号3 水上地内、23筆、田、計27,135㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円。

審査結果の4ページを御覧ください。案件である申請番号3について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件の

すべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第４号の申請番号３の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第４号の申請番号３の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、議第４号の申請番号３の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第４号 申請番号４から７までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

引き続き、議案書５ページを御覧ください。議第４号 農地法第３条許可の申請番号４から７について、御説明いたします。

申請番号４ 西長鳥地内、田、426 ㎡。自作地の売買。新規就農。〇〇〇円です。

申請番号５ 石曾根地内、２筆、畑、計 905 ㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号６ 西長鳥地内、５筆、田、計 1,686 ㎡。自作地の売買。経営の見直し。〇〇〇円です。

裏面６ページを御覧ください。

申請番号７ 安田地内、２筆、畑、計 217 ㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の４ページを御覧ください。案件である申請番号４から７について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地

法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請番号4から7までの案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第4号の申請番号4から7までの案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第5号から第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

和田主任

議第5号から9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、一括して御説明いたします。

こちらの案件につきましては、12月に配布をお願いいたしました、更新分と新規の成果でございます。大変ありがとうございました。

まず、7ページを御覧ください。議第5号でございます。一般賃借分の新規設定でございます。25人の所有者から14人の耕作者の方に権利設定が新たにされるものでございます。3年、6年、10年の契約期間で地区別に集計してあります。田が75筆、48,573㎡でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。議第6号でございます。一般賃借分の再設定でございます。182人の所有者から96人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3年、6年、10年の契約期間で地区別に集計してあります。田が612筆、622,476㎡。畑が11筆、4,543㎡です。

続きまして、56ページを御覧ください。議第7号でございます。一般分使用貸借権の新規設定分でございます。4人の所有者から4人の耕作者の方に権利が新規設定されるものでございます。3年、10年の契約期間で地区別に集計してあります。田が5筆、7,083㎡で

ございます。

続きまして、59 ページを御覧ください。議第 8 号でございます。一般分使用貸借権の再設定分でございます。57 人の所有者から 41 人の耕作者の方に権利が新規設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 214 筆、148,147.30。畑が 7 筆、2,911 m²でございます。

最後になります。74 ページを御覧ください。議第 9 号でございます。一般法人分使用貸借権の再設定分でございます。1 人の所有者から 1 つの法人に権利が設定されるものでございます。10 年の契約期間で、田が 8 筆、949.58 m²。畑が 1 筆、33.00 m²でございます。

議第 5 号から議第 9 号のまでについて、御承認を得られれば、4 月 19 日を公告の予定日とし、権利の開始については 4 月 20 日を予定しています。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号から議第 9 号までの案件について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号から議第 9 号までの案件を事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 10 号 令和 6 年度 柏崎市農業委員会業務計画について」及び「議第 11 号 令和 6 年度 最適化活動の目標の設定等について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第 10 号及び議第 11 号を一括して御説明申し上げます。この 2 件につきましては、農地利用最適化推進委員の意見をお伺いするとともに、採決に加わっていただきます。

議案書 76 ページから 80 ページとなります。

議第 10 号 令和 6 年度柏崎市農業委員会業務計画について御説明申し上げます。

計画の構成は、大きく分けて 2 つです。ローマ数字のⅠで事業方針を、ローマ数字のⅡで事業の実施計画を定めています。令和 6 年度の特徴といたしましては、1、農業・農村

及び農業委員会をめぐる情勢と課題等、77 ページの（5）で表現しているように、「制定から約 20 年が経過した食料・農業・農村基本法や農地法関係法の改正が見込まれている」ことを掲げました。また、76 ページの（1）にありますように、「農地利用の最適化」、繰り返しになりますが、つまり、担い手の育成確保、農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消が課題として掲げていることは、昨年と同様です。

同じく 77 ページの「2 事業の実施方針」では、1 に掲げた情勢と課題を踏まえ、農地法を始めとする農地制度の公正・公平な運用はもとより、地域計画の策定に積極的に関わっていくことが求められており、関係機関や団体等と連携して事業に取り組むことを柱に、（1）から（4）までの事項を掲げました。

78 ページから 80 ページに渡っての、Ⅱ 事業の実施計画では、ローマ数字のⅠで事業方針を踏まえ、（1）会議、（2）事業関係、（3）その他、として掲げてあります。

続きまして、議案書 81 ページ、議第 11 号 令和 6 年度最適化活動の目標設定等について、御説明申し上げます。

この最適化活動の目標設定等につきましては、農林水産省経営局長通知に基づき、令和 4 年度から設定しているものであります。

さらに、設定した最適化活動の目標について、農業委員会ネットワーク機構、これは、一般社団法人新潟県農業会議のことですが、その確認を受けた上でインターネットの利用その他適切な方法で公表するものです。

内容といたしましては、議案書の 82 ページ以下となります。ローマ数字Ⅰ、農業委員会の状況、Ⅱ、最適化活動の目標、1、最適化活動の成果目標、（1）農地の集積、（2）遊休農地の解消、（3）新規参入の促進、2、最適化活動の活動目標、となります。

特に心に留めておいていただきたいのは、84 ページの中段にあります、2、最適化活動の活動目標、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。昨年 3 月には、農林水産省経営局長通知の一部改正がなされ、この活動日数の目標は「前年度の活動目標の実績が目標として設定した活動日数を上回った場合、当該実績以上を活動目標として設定するものとする」との基準が示され、令和 4 年度が 12 日を超えていたことから、昨年度は 13 日としておりましたが、昨年にその基準がなくなりました。そこで、令和 6 年度は、令和 4 年度当初に農業委員会系組織における統一的な取組として示されていた、「月当たり概ね 10 日程度」を基準に設定したところです。また、同じ表にあります最適化活動を行う農業委員の人数は 16 人で、中立委員である 3 人の委員さん（高橋啓子委員、月橋明日香委員、平野松夫委員）は含んでおりません。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。事務局から説明があったよ

うに、農地利用最適化推進委員の皆様からも御意見、御質問をお願いいたします。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。採決は一件ごとに行います。採決にも、農地利用最適化推進委員の皆様に加わっていただきます。

まず、議第 10 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 10 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、議第 11 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 11 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「報第 1 号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について」、事務局の報告を求めます。

和田主任

報第 1 号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について、御説明いたします。議案書 90 ページを御覧ください。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 6 月 1 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。

以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第 1 号の報告を終了します。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時50分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____